

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
29集中 -0701	東京都 中央区役所	建築基準法第44 条第1項第2号の 適用対象の拡大	建築制限があるため、緑地や公園等に利用が限定的となる橋台敷き等の道路区域内において、通行上支障のない場合、観光や商業を目的とする経済効果の高い低層建築を可能とする。	道路内で建築許可の対象となる用途が公衆便所、巡査派出所、バス停止屋等に限定されている。	建築基準法第44条第1項第2号	告示または技術的助言で、観光や商業を目的とする経済効果の高い低層建築(観光案内所、店舗等)を、建築基準法第44条第1項第2号に掲げる公益上必要な建築物に含まれる用途としてほしい。	国土交通省	個別の低層建築物が公益上必要な建築物で通行上支障がないかどうかの判断については、建築基準法第44条第1項第2号の許可を行う特定行政庁(貴区(大規模建築物を除く))にゆだねられているため、貴区の建築部局とも相談の上、個別に判断が可能である。	①公益上必要であれば、限定列挙されている用途以外でもOKなのか？ ②通行上支障がない場所であれば観光、商業目的でもOKできるのか？	国土交通省	前回答のとおり、許可を行う特定行政庁の判断に委ねられていますが、 ①について、建築基準法第44条第1項第2号に規定する「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物」は、「公衆便所、巡査派出所」に限定しているものではありません。 ②について、特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものであれば、建築物の用途は問いませんが、「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物」である必要があります。